

成島信遍年譜稿(十二)

久保田 啓 一

〔キーワード〕成島信遍・道筑・錦江・冷泉為久・服部南郭・岡田兼山

(追補)

享保二十年 乙卯 一七三五 四十七歳

○ 四月二日以降、江戸下向中の冷泉為久と和歌の贈答をする。

(宮城県図書館伊達文庫蔵『冷泉為久集』)

大和守利啓

小倉山代々にさかふる峰の松けふこのもとにあふぐ嬉しさ

返し

問来ても人やたどらむ小倉山ほのかに残る松の下道

沙弥充長

惜むらん都のはるを残りきして聞やあづまの山ほとゝぎす

かへし

花に又こむ春たのむ東路も名残やはなき鳴ほとゝぎす

道筑

ことのはのなごみが、れぬ玉くしげ二よのつゆのかゝる恵に

〔かへし〕欠か——引用者注)

朝夕に心をかけばことの葉の露もひかりのそはざらめやは

なお、川崎市市民ミュージアム編『川崎市市民ミュージアム収蔵品目録』三

(川崎市市民ミュージアム編『川崎市市民ミュージアム収蔵品目録』三

歴史資料第2集)〈川崎市市民ミュージアム、一九九五年〉六一頁、

信遍の家集『三世のなみ』未収録の歌を収集し検討する過程で、

拙稿「成島信遍年譜稿(六)―享保十四年〜二十年―」(『広島大学

文学部紀要』第五六卷特輯号一、一九九六年二月)の追補を組み

込む必要が生じた。宮城県図書館伊達文庫蔵『冷泉為久集』(請求

番号 九一一・二六八/二二)に、享保二十年以降の江戸下向時の

冷泉為久の和歌が収録されている。その享保二十年の分に、関東冷

泉門人との贈答が次のように記される。

池上家文書目録G池上文庫2冷泉家・門下和歌7)にも収録されているが、利啓と為久の贈答が省かれ、「惜むらん」歌の詞書と作者が「御旅館にて為久卿え奉りける 省二」とあり、道筑の「ことのは」歌の詞書が「為久卿へ奉りける」、初句が「ことのはぞ」の形を取るなど、小異がある。

さらに、一連の和歌には「二日のよ、ほと、ぎすをき、て」の詞書で、

たびまくらむすび定めかひありてね覚しづかに聞郭公の歌もあつた(『宗匠家御詠歌』三では四句が「ねぎめしつるに」とされ、「る」の右に「ま歟」の注記が見られる)。

武家伝奏に任ぜられた為久は、享保二十年から寛保元年まで都合七回、毎年の江戸下向を果たした。享保二十年は、四月二日に参向、四日に江戸城に登って吉宗の引見にあずかり、七日に饗応宴、十一日に辞見、十三日に江戸を出立している(拙稿「冷泉家の歴史(二十) 為久(下)」〈しくれてい〉七〇号、一九九九年一〇月)参照)。「たびまくら」の歌の詞書にいう「二日」は、江戸に到着した四月二日を指しているはずで、恐らくは宿舎に到着した夜にほととぎすが鳴いたのであろう。

為久の到着を待ち兼ねたように、関東冷泉門人は次々に宿舎に押し寄せた。充長の歌は、『宗匠家御詠歌』三の詞書に拠れば明らかに宿舎で詠まれたもの。ほととぎすを題材とするのは為久の「たびまくら」歌を念頭に置く故だろう。そして道筑信遍歌の「二よ」が

枕詞「玉くしげ」を冠する「蓋」に為綱・為久の「二代」と「二日の夜」の意を掛けるのは確かなので、四月二日の夜に信遍が宿舎に為久を訪問した際の歌と見ていいのかもしれない。ただし、この歌だけでは日の特定が難しいとの判断もあり得るので、「四月二日以降」と幅を持たせて立項しておく。

元文元年 丙辰 一七三六 四十八歳

○ 三月十三日以降、江戸下向中の冷泉為久と和歌の贈答をする。

(『宗匠家御詠歌』三)

拙稿「成島信遍年譜稿(八)」(『広島大学大学院文学研究科論集』第六五巻、二〇〇五年一二月)の追補である。

池上家文書蔵『宗匠家御詠歌』三に基づき、元文元年の為久江戸下向時の信遍との贈答が確認できるので、次に掲げる。

造化にそへて奉りける 道筑

春といへど華なき里は是ならで君がかざしに何をおらまし

御返し、あふぎに書て給りし

かへさには都の春も過ぬべしかざしてゆかむはなの色々

伊達文庫蔵『冷泉為久集』では、道筑信遍歌の初句が「春といへば」となっている。また、年代こそ明記されないが、宮内庁書陵部蔵『片玉集』前集巻三十六にもこの贈答歌が収録されており、こちらは『宗匠家御詠歌』三と同じく「春といへど」である。歌語とし

ては「春といへば」の方が一般的だが、初句から二句にかけての意
味は、「春になってもこれといった花のない里」でこそ通るので、「春
といへど」の方がよい。『冷泉為久集』の本文には誤写を想定すべ
きだろう。

この年、為久は三月十三日に参向、二十三日に帰途につくまで江
戸に滞在した。

元文二年 丁巳 一七三七 四十九歳

○ 三月十一日、吉宗、飛鳥山に行き、遊樂。信遍は先に出向いて
吉宗を迎える。この日、飛鳥山を金輪寺に下賜する旨の上意あり。

また、この日に詠じた和歌二首を、後日、冷泉為久に呈し、点削
を受ける。（『飛鳥山碑始末』、『諸家系譜』、『三世のなみ』、川崎
市市民ミュージアム池上家文書蔵『かきつむ玉』）

拙稿「成島信遍年譜稿（九）」（『広島大学大学院文学研究科論集』
第六七巻、二〇〇七年十二月）では、『飛鳥山碑始末』に依拠して
この項の考証を展開したが、「年譜稿」記述の根本資料の一つであ
る内閣文庫蔵『諸家系譜』と信遍の家集『三世のなみ』の記載を新
たに組み入れて、「成島信遍年譜稿（十二）」（『広島大学大学院文学
研究科論集』第六九巻、二〇〇九年十二月）に追補した。当日、飛
鳥山で信遍が詠じた歌は、『三世のなみ』では次の二首であった（詞
書は省略する）。

わが君がかざしの春の桜がり花も千とせの色かにやさく
から衣花の香そへてぬぎかふる春のめぐみぞをきどころなき

ところが、川崎市市民ミュージアム池上家文書蔵『かきつむ玉』（池
上家文書目録G池上文庫2冷泉家・門下和歌15）に次の記事を見出
し、信遍歌に異伝があったことを確認したので、ここに掲げること
とした。

王子といふ所に花御覧の頃、歌奉れと仰ごとにて

折におふきみがかざしの桜がりはなのちとせの色をそふらし

おなじ日、花のもとにて唐服を給りて

唐衣立まふ花の袖せばみつゆの恵のおき所なき

『かきつむ玉』は信遍の曾孫司直関係の雑記で、近世末期の写本
である。その巻末近くに右の記事が見える。『かきつむ玉』と『三
世のなみ』の所収歌を比べると、前者が当日の原作、後者が為久の
点削を経た形と推定できるのではなからうか。一首目、「色をそふ」
主体が「桜がり」ではおかしいのを、「花も千とせの色かにやさく」
と、花に焦点を定めて捉え直す。二首目、「立まふ花」と「つゆの恵」
の関連がつきにくいのを改め、「春のめぐみ」に集約させてゆく。
明らかに『三世のなみ』所収歌の方が整っている。為久の目を経た
所以であろう。点削の実態を窺い知ることができるといふ点で、『か
きつむ玉』の記事は貴重である。

元文三年 戊午 一七三八 五十歳

○ 十二月二十九日、火災で屋敷を焼失するか。〔三世のなみ〕

「成島信遍年譜稿（十二）」は元文三年末までの事跡を辿ったが、次に掲げる『三世のなみ』の歌を年譜上に生かす見通しが得られたので、新たに項目を立てることとした。

春の始、家のやけて侍しが、ひまあらはなるこ屋にて、雪さへうち散しかば

あし垣の世のうきふしもつもれとや春ともいはず雪の降らん

尤候。ふる雪も春にとけなばあしの屋のよのうきふしも
いまぞ忘れん

大阪市立大学森文庫蔵本では、為久の書き添えた和歌の二句が「春にとけなん」とあるが、『三世のなみ』の別系統に属する川崎市市民ミュージアム池上家文書蔵『三代の波類題』（池上家文書目録G池上文库2冷泉家・門下和歌5）においても「春にとけなば」の形なので、森文庫本の本文は誤写と見なすべきだろう。

この「あし垣の」歌の『三世のなみ』における位置は、前項で言及した元文二年三月十一日の飛鳥山遊樂の歌の直後、そして「寄書恋」歌一首を挟んだ後ろには、元文五年三月、冷泉為久・葉室頼胤らの隅田川遊覽に随行した際の歌が並ぶ。『三世のなみ』の歌は概ね年代順に配列されるから、少なくともこの配置を信用する限り、

元文二年春から五年春までの間のどこかで成島家は火災に遭ったと推測されるのである。

それでは成島家の所在地はどこだったか。『諸家系譜』所収「先祖書」の信遍項の末尾には、「一、拝領屋敷、浅草御厩河岸三好町拝領」とある。ただし、須原屋敷『武鑑』の諸御役の部を、「御同朋格興務」として掲載されるようになった元文三年版から見えてゆくと、「成島道筑」の記載の上には「浅くさ鳥こへ」の所付がある（成島信遍年譜稿（十二）参照）。それが「浅くさお馬やがし」に変更されるのは信遍晩年の宝暦九年であった。『武鑑』記載の修正が多少遅れるのは常だから、宝暦よりも前に御厩河岸に転居した可能性があり、現に池上家文書蔵寛延二年九月十八日付池上幸政宛信遍書簡（池上家文書目録F書簡留・書簡7-1）には、差出人が「御馬やがし」、宛先が「河原へ」となっていて、遅くとも寛延二年には成島家が御厩河岸に存在したことが証明できる（本「年譜稿」の記述が寛延二年に達した時点で取り上げる予定である）が、転居の時点はなお明らかではない。少なくともそれまで浅草鳥越町に居住していたことは確かであろう。もし、元文二年から五年にかけて、立春後間もなく浅草一円が焼失するような火事があったならば、それが成島家を焼き、信遍の「あし垣の」歌を生んだはずである。

そういう観点で東京市役所編纂『東京市史稿 変災篇第四』（東京市役所、一九一七年）を通覧すると、元文三年十二月二十九日の戌の刻に浅草田原町より出火して延焼、本所まで飛び火した火災が

目に付く。しかもこの年は十二月二十七日に立春を迎えていた。火事の二日前である。詞書にいう「春の始」の条件にこれほど適合する事例はない。

成島家罹災の程度がどれほどのものであったのか、信遍自身の証言が「あし垣の」歌と詞書に限られ、為久の褒詞と添え書きの和歌も具体性に欠けるため、推測することさえ難しい。ただ、東京大学史料編纂所蔵『芙蓉楼全集』に集成された和文のうち、元文四年以降のものが圧倒的に多数を占めるのは確かのようにあり、元文三年末に信遍は藏書や書留の多くを失ったと見てよいのではないか。

(以上、追補)

元文四年 己未 一七三九 五十一歳

○ 三月二日以降八日以前、金輪寺住持宥衛の依頼により飛鳥山の桜の枝を冷泉為久に献上、八日に為久より和歌を受け取り、九日に將軍吉宗の御覧に入れ、十日に金輪寺に届ける。

(『飛鳥山碑始末』、『仰高録』他)

まず経緯の概略を見るべく、和鼎の『飛鳥山碑始末』(国立国会図書館蔵)巻二「麗藻」冒頭の一節を引用する。なお、翌元文五年春の記事も含むが、一連の記述なので合わせて掲げる。適宜句読点・濁点などを補い、見消の類は訂正後の形で示した。

元文四年己未の春、旨をうけて、飛鳥山の桜花の枝を、金輪寺

住持権大僧都宥衛より父なる人道筑をもつて、伝奏の旅館へ奉りしかば、冷泉大納言為久書て給はりし和歌并はしがき 堅詠草奉書折懸にかきて

飛鳥山といへる所の花とて人の見せける若木の枝、ことにうるはしき色かも世に似ずぞ覚へし。江戸よりは陰ふむばかりの近さなれど行て見ぬ思ひを、霞の関にとゝむるばかりになん 為久

折枝の色香を見ずは飛鳥山花の所の春もしられし

堅詠草にかきて父なる人に給はれり。父なる人より御覧に備へしかば、直に金輪寺の什物になすべきよし、上意あり。住持宥衛に給はり、袂装おごそかにせらる。此後、金輪寺へ御成の日は、故事となりていつも壁にかけ置て御覧せさせ奉るが、今も猶左のごとし。すべて吾風俗のならばしにて、縉紳家の吟詠に入らざる土地には名勝の名を得ざることなるが、飛鳥山は為久が花の所と詠せしからには、古来よりの勝地にも准ずべしと上意ありて、ことに御機嫌なりしとや。次の年の春、又冷泉殿下向なりしに、其年は此山の花をみせまいらせざりしかば、江戸発賀の日、品川の駅にて、金輪寺へ送るべしとの事にて、一首の和歌を門人の桑村樸齋佳孝にあたへ給ひぬ。

咲ぬともつげぬ飛鳥の山桜ごぞの詞の色や忘れし
此事の御聞に達しければ、いとねんなきことにおぼしめし、宥衛僧都をして桜花をおし花にさせてまいらせしめけるに、大納

言、

一ふさの色かも春の後見よと思ひおきける花ぞえならぬ
とかきて給ひしとなん。

次に、同じ巻二「附録」末尾近くの記事を掲げる。

冷泉殿和歌写之奥書二云、元文丁未春三月八日、依願自冷泉家
被下、同九日入御覽、明星二飛鳥山へ持參、於神前披構(マユ)三反、
附権僧都宥衛寫也。自是前二飛鳥山之桜花一瓶、獻冷泉家者
也。

本項に関して最も豊富な情報を有するのはこの『飛鳥山碑始末』
であるが、磯野政武『仰高録』(内閣文庫蔵)にも補うべき事柄が
記される。一つは、吉宗の御成の際には金輪寺では必ず為久の「折
枝の」和歌詠草を掛けたとの記事について、割書で「或時、此掛物
の箱を出させ御覽の処、蓋の内に御成の年月日委書記あり。実尤の
事との御沙汰也。」とあるもの。もう一つは、元文五年の春、金輪
寺の桜を見られなかった為久の「咲ぬとも」歌を耳にした吉宗が「金
輪寺の志も浅き事なり。」云々と咎め、関係者の面目がなかったと
の逸話である。「有徳院殿御実紀附録」巻十六の記述(『新訂増補国
史大系 徳川実紀』第九篇三〇二―三〇三頁)は、『仰高録』を敷
衍もしくは簡略化して成されているので、改めて掲げることとはしな
い。

他に、池上家文書蔵『宗匠家御詠歌』三や伊達文庫蔵『冷泉為久
集』にも為久の「折枝の」歌が記される。いずれの詞書も、桜の枝

を持参した人物を単に「人」と呼称するのみで、それが信遍であつ
たことを知る手がかりは一切ない。『宗匠家御詠歌』三に従って掲
出しておく。

あすか山といふ所の花とて人のみせけるわか木の枝の色香
も、世に、ずぞおほえし。江戸よりは陰ふむばかりの近さ
なれどゆきてみぬおもひを、かすみの関にとゝむるばかり
になん 為久卿

折枝の色香をみずは飛鳥山花の所の春もしられじ

為久の立場で考えれば、その扱いは至極もつともである。冷泉門
幕臣の中心として活動する信遍も、為久にとっては大勢の関東門人
の一人に過ぎない。『飛鳥山碑始末』も『仰高録』も信遍側の資料
に基づいて記述されたために、為久に桜の枝を献じた人物が信遍で
あったことを明記した。一方、為久の詠草に依拠する『宗匠家御詠
歌』には、殊更に信遍の名を出す必然性がない。同じ事跡でも扱
う人の立場によつて記述の精粗の差が大きくなる。宗匠と門人の双方
から資料を検討する必要を痛感させられる事例である。

最後に残るのは、信遍が宥衛の代理として宿舎の為久に飛鳥山の
桜を届けた日の確定である。元文四年の為久江戸参向は三月二日、
四日に吉宗の引見、五日に辞見、七日に饗応宴が行われ、九日に江
戸を発っている。公式行事のない三日、六日あたりが有力候補とな
るが、これ以上の特定は難しい。

○ 秋頃、吉宗の所望による公卿の「名所和歌」成り、信遍達の詠じた「武蔵国名所和歌」とともに屏風として仕立てられる。

立項の基礎には、以下の「有徳院殿御実紀附録」巻十六の記載が存在する。

元文のころ関白兼香公に御旨を伝えられ、公卿中和歌にすぐれたるかたぐをえらびて、聞え給ふべしと有しかば、関白より上皇に奏聞ありしに、とりぐ聞えあれど、まづうちつけには中院通躬、三条西公福、烏丸光榮、冷泉為久にこえたるはあるまじと定めらる。さらば其人々に、各四季雜のうた十二首詠出して進らすべしとの事にて、いづれも堅詠草にかき奉らる。御覽の後描金の色紙を下され、それに清書して献じたり。たゞし中院通躬公はその病あつきにより、弟通度の卿して清書せらる。色紙の絵は土佐左近将監光芳、住吉内記広守にか、せられしとぞ。この御謝儀として、関白に紅白縮緬十卷、鶴一双をくられ、詠歌ありし公卿に紅白縮緬をのく十卷をひかれけり。其後また近臣田沼主殿頭意行、小堀土佐守政方、巨勢大和守利啓、大島近江守以興をはじめ、成島道筑信遍等にも命ありて、武蔵国の名所の和歌を詠進せしめらる。さきの公卿の和歌とあはせて御屏風にをされたり。これ風流をこのませ給ふのみにもあらず。道々の材能をす、め給はんとの盛慮なりとぞ聞えし。

〔新訂増補国史大系 徳川実紀〕第九篇一九九頁

残念ながら、この催しがいつ行われたのかについては、漠然と「元文のころ」とあるばかりで明記されない。時期を示す資料を見出す必要がある。

まず、中院通躬、三条西公福、烏丸光榮、冷泉為久の四人が十二題十二首ずつ詠じた「名所和歌」四十八首の伝本を見る。都立中央図書館特別質上文庫蔵（蜂屋茂橘旧蔵）「將軍吉宗公依御所望詠進和歌」（請求番号 二〇二七）の内題に「元文第四從將軍吉宗公依御所望詠進和歌」とある。次に、内閣文庫蔵「將軍家御屏風和歌」（請求番号 二〇一七一一五）の奥書には「元文四年己未初冬中流写焉」とあった。さらに、熊本県立図書館蔵『雑花錦語集』巻二十三に「名所之倭歌四十八首」が収録されており、その記事の末尾に「右一帖者、元文四己未夏、從関東將軍家、一条関白家江向被為仰越名所之和歌四十八首（下略）」（引用は熊本県立大学文学部日本語日本文学科編集発行「雑花錦語集（抄） 第4編 卷二一―二三」〈二〇〇八年三月〉の翻字に拠った）とあって、ここでは夏の成立とする。『片玉集』前集卷二十九では通躬、公福、光榮、為久の順にそれぞれ十二首をまとめて配列してあるが、その冒頭には「元文四年、從関東依仰所被詠進也」とあるばかりで、月の特定はできなかった。

続いて為久の十二首のみを抄出した資料を検討する。池上家文書蔵『宗匠家御詠歌』一の当該資料の見出しには「元文四年秋、從関東之依仰事、中院右府公、烏丸、西三条、冷泉家各十二首宛詠進名所和歌四十八首之内」と記されている。また、伊達文庫蔵『冷泉為

久集』にも十二首が掲げられ、その始めには「元文四秋、従関東依御所望御屏風名所和歌十二首詠進之」と注記がある。さらに、拙稿「冷泉家の歴史（十九）為久（上）」（「しくれてい」六九号、一九九九年七月）の図版に冷泉家時雨亭文庫蔵の為久詠進十二首を利用していただいたが、その際、当該卷子本の端裏書に「元文四年八月関東へ詠進清書之余分此上封遣之」とある旨、文庫より御教示を得た（ただし実物は未見）。この記事に従う限り、為久が自分の詠草を江戸に送付したのは八月だったといえるが、それが最終的な取りまとめの時期と重なるのかどうかは分からない。

以上、管見に入った諸資料を突き合わせて検討した。冷泉家時雨亭文庫蔵本の記載を尊重するなら、八月より前に四人の公卿の作が出揃ったとは考えられないため、『雑花錦語集』にいう夏の成立は難しい。ただし、吉宗の所望が公卿達に伝えられたのはその頃であったかもしれない。ともあれ、四公卿の「名所和歌」は、ある程度の幅を持たせて元文四年秋頃に成立したと見ておきたい。

ちなみに、『雑花錦語集』巻二十三の記事には、幕府から一条兼香及び四公卿に下された褒美の種類と数量が簡条書きで明記されるが、それによれば、一条関白兼香には「羽二重三十疋 鶴一羽」、中院通躬には「縮緬五十巻 鶴一羽」、冷泉為久・鳥丸光栄・三条西公福にそれぞれ「縮緬五十巻 鯉三尺」が与えられたことになっていて、「有徳院殿御実紀附録」巻十六の記述と大きく異なる。四公卿の家に伝存したであろう拝領の目録を確認することなく伝聞で

記したが故の齟齬が二つの資料の間に生じたものと思われる。いずれが正しいのかは現時点では確定できない。

さて、公卿の「名所和歌」詠進を受けて吉宗の近臣達が詠じた「武蔵国名所和歌」であるが、先に引いた「有徳院殿御実紀附録」の記述に一箇所、明確な事実誤認が実は存する。即ち、「其後また近臣田沼主殿頭意行、小堀土佐守政方、巨勢大和守利啓、大島近江守以興をはじめ、成島道筑信遍等にも命ありて、武蔵国の名所の和歌を詠進せしめらる。」のうち、命を受けた近臣の一人として「田沼主殿頭意行」が数え上げられている点である。拙稿「成島信遍年譜稿（六）―享保十四年（二十年）―」でも述べた通り、意行は享保十九年十二月十八日に四十七歳で没している。元文四年秋に成立した公卿の「名所和歌」無くして幕臣の「武蔵国名所和歌」は存在し得ないわけだから、既に五年前にこの世を去っている意行がこの企てに参加できるはずがないのである。現に『片玉集』前集巻三十六所収「御屏風名所和歌」や池上家文書蔵『醉翁聞書』巻六（池上家文書目録G池上文庫14見聞書留6）には、以興、信遍、政方、利啓の四人による十二題十二首が収められるのみで、意行の関与の痕跡はどこにもない。『片玉集』に従って十二首を示し、『醉翁聞書』との異同を注記する。

御屏風名所和歌

荒蘭崎

以興 大島近江守

春くれば緑につゞく草陰のあらゐの崎の松の一入

向岡 信遍 成島道筑

若草のつまやこもれるむさしの、むかひの岡にきゝす鳴也^①

霞関 政方 小堀土佐守

くれてゆく名残もあかぬ花鳥の春を霞の関にとゞめよ

忍杜 信遍

人^②もきてきけばやこ、に時鳥しのびの森の木がくれのこゑ

狭山 政方

陰ふかきさやまが露に立ぬれてともしの松を^③ 鹿や待らん

堀兼井 以興

ほりかねの井は夏草にかくろひて緑ぞふかきむさしの、原^④

武蔵野

むさしの、ちぐさの露をやどりにて月もはてなき秋にすむらし

入間里 信遍

たがかたにおもひ人間の里とひてたのむの雁もよると鳴らし

立野 利啓 巨勢大和守

さほしかもをりはへなくやからにしき立の、はじめのみちする

比

角田川

風さえて日もくれぬとやすみだ川こほるみぎはに船よばふ声

富士

こ、にふる雪はいつみんむさしの、枯生の末にむかふふじのね

玉川

政方

五百機^⑤にをりつむ賤が手つくりや雪をさらせる玉河の里
右、依有徳院公方様仰詠出之。

(1) 也——声(『醉翁聞書』)

(2) 人——また(『醉翁聞書』)

(3) 松を——さつお(『醉翁聞書』)

(4) ほりかねの井は夏草にかくろひて緑ぞふかきむさしの、原

——むさし野やかぎりしられぬ五月雨にほりかねの井も水草

おふらし(『醉翁聞書』)

(5) 五百機——八百機(『醉翁聞書』)

以上五点の異同は、単なる誤写では片付けられないものも含むので、一通り検討を加えておきたい。まず(1)は、「今もまだ妻やこもれる武蔵のの霞の内にきぎす鳴くなり」(正治後度百首・三〇三・源具親、題「霞」。引用は『新編国歌大観』第四巻に拠る)と同じ構文であり、初二句の疑問の根拠を三句結句で述べるわけだから、「きぎす鳴也」の方がよい。初案が「きぎす鳴声」だったのを為久が添削した結果かもしれない。(2)は、ほととぎすの忍び音なら「人」の存在を意識してのことというのが伝統和歌の常道であるから、「人もきて」でよい。『醉翁聞書』は、「人」字を「又」と誤認し、さらにそれを仮名書きして傷を広げた形となった。(3)は「松を」「さつお」ともに難点がある。まず「松を」は「ともし

の松」と続けば意味をなすが、「鹿や待らん」に続く「鹿」が「ともしの松」を待つことになってしまう。鹿は照射の松にひかれて寄つて来こそすれ、照射を「待つ」はずがない。次に「さつお」は「さつを」、即ち獵師を意味する。獵師が照射を仕組んで鹿が寄つて来るのを待つ情景であり、結句への続き方はこちらの方がよい。問題は、「ともしのさつお」という語句が「照射を仕掛けた獵師」の意味を伝えるには舌足らずという点である。「ともしする」なら通じる所だが、政方の表現力の乏しさ故か。「さ」は「万」を字母とする「ま」と紛れやすく、本来「さつ」とあったのを「まつ」と誤認して漢字を当てたのが『片玉集』の本文ということになるか。（4）はまさしく添削の結果であろう。『醉翁聞書』の形では「五月雨」を詠み込む意味が見出せない。また「むさし野やかぎりしられぬ」という疑問の表明と以下の部分がうまく連動しない。一首の整合性となだらかな言葉の続きの二つの点で、『片玉集』の形の方がずっと優れていると判断できる。為久の添削を経て『片玉集』に見る歌に生まれ変わったのであろう。（5）はいうまでもなく「五百機」が正しい。『醉翁聞書』に書き取る際に池上幸政が恐らく勘違いをしたと推測する。

信遍達四人が手分けして三題三首ずつ詠進したのがいっただったかは不明である。元文五年に入ってから可能性も十分にあるが、「名所和歌」との関係の深さを考慮してここに取り上げた。

○ 秋以降、「名所和歌」について冷泉家雑掌中川右近清基に質問を發し、返事を受け取る。（『醉翁聞書』卷六）

『醉翁聞書』卷六に次の贈答歌が掲載される。

名所和歌の事につきて、右近が許に申遣しける 信遍

かけをきしなみの恵のかひありてみるめ迷はぬ田子のうら藤

返し 右近

紫のゆかりにかゝる心よりまがはでやみし田子のうら藤

信遍の問いと中川右近清基の答は、「田子の浦藤」に関して交わされたと思われるが、詞書に「名所和歌の事につきて」とあるので、「名所和歌」で為久の詠んだ「多祐浦」歌に限定した質疑だったのかもしれない。拙稿「冷泉家の歴史（十九）為久（上）」所掲の図版に従って為久歌を掲げる。

多祐浦

海人ごろもはるだに袖の色そへとたこの浦ふぢ折かざすらし

信遍の疑問の自身は無論分からない。想像を逞しくすれば、越中の歌枕多祐浦を「田子の浦」とも書き、その場合は駿河の田子の浦と表記上見分けが付かないので、その点を問う書簡を送るなどのことが行われたのかもしれない。もしそうであれば、「みるめ迷はぬ」の修辭はその点を示唆するだろうし、清基歌の「まがはでやみし」も冷泉家の教えによって明解を得た信遍に同慶の至りと祝つてみせた言葉と捉えられよう。

○ 十月二十九日、御側衆巨勢縫殿頭至信の指示により、奥より返却される「類題集」等三十七点の歌書を御文庫に引き渡す。

〔幕府書物方日記〕 十五

縫殿頭殿より御手紙、御書物六七拾部下り候間、只今罷出候様被仰下、即刻罷出候処、左之通、道筑を以御渡被成、請取之、相改、無相違、元番え納之。

以下、七月二十七日に奥へ差し上げられた「類題集」、同二十八日に上げられた「歌枕名寄」等十三点、八月九日の「万葉拾穂抄」、八月二十八日の「五百番歌合」等五点、九月十八日の「雲葉集」等十七点の合計三十七点が一括して返却された旨の記述が続く。七月二十七日は御側衆洪谷和泉守良信、同二十八日は巨勢縫殿頭、八月九日は御側衆松平肥前守忠根、同二十八日は巨勢縫殿頭、そして九月十八日は御側衆小笠原石見守政登の指示があつて上されたものである。七月下旬からほぼ三ヶ月、吉宗を取り巻く御側衆達が何らかの公務で歌書を通覧する必要に迫られていたのは確かである。そしてその公務とは、時期的にいつて、四公卿の「名所和歌」の解釈と、「名所和歌」を受けての「武蔵国名所和歌」詠進以外には考えられないのではないか。

○ 十月前後、服部南郭を介して岡田兼山と書簡を遣り取りする。

〔南郭先生文集〕三編、天理図書館蔵『芙蓉館帖』第二巻

守山藩家老を勤め、讒言によつて蟄居を余儀なくされた岡田兼山と服部南郭との親交の様子は、日野龍夫氏『服部南郭伝攷』に、その折々の詩文を根拠に詳述されるが、同書二九七―二九九頁にかけて、この年十月に南郭が兼山宛に「報田兼山」〔南郭先生文集〕三編卷十を発信し、その中で兼山が信遍への返信を南郭に託した旨の記述があり、また南郭が兼山に対して信遍の人柄を説明する文言が含まれることが指摘されている。「此生固より義氣に烈に、已諾、心に刻む。」以下、兼山への不当な処遇に憤りを発する信遍の性格を読み取る日野氏の見解には全面的に従いたい。さらに、「報田兼山」に対する兼山の返信が『芙蓉館帖』に残り、「南郭の書簡に同封された成島道筑の書簡に、兼山の妻に贈る和歌二首が添えられてあることへの感激などが述べられている」(同書二九九頁)との貴重な情報もあつた(返信の写真は三〇一頁に掲載)。天理図書館蔵『芙蓉館帖』第二巻に拠つて、該当箇所を私に書き下して示す。

先生の書中、錦江君の賜書有り。命論懇篤、且つ賤妻に錫ふに国風の高歌二首を以てす。頓に傷悲を忘れ、誦読反復す。惻隱の恩は楮墨に溢れ、感荷無量なり。重ねて書を裁し、將に焉を封せんとす。顧みて思惟するに、先書猶ほ按劍の怒りに触れんことを恐る。幸い先生の霊を頼み、朽株意外の寵光を蒙ること

を忌まず、再び威厳を冒して褻嫚に渉る。斯の疏の罪を負ひ、且つ畏れ、且つ愧つ。已封の書を火きて拙荆と蹶然として西向し、再拜稽首す。懐ひの胸臆に積る所以なり。景慕して已まざる者、遂に黙すべからず。

兼山は、幕府奥務の信遍と馴れ馴れしく書簡の遣り取りをした自らの行為を反省し、妻に和歌二首を贈ってくれた信遍の配慮に感激し、仲介の労を取ってくれた南郭に感謝する。信遍の原簡が伝存しないのは残念であるが、南郭と兼山の文面から間接的にでも信遍の人柄が偲ばれるのは有り難い。

△ 十二月十九日、冷泉為久、家伝秘注の筈を開覧する。

(『冷泉為久集』)

伊達文庫蔵『冷泉為久集』に次の和歌がある。

元文四年十二月十九日、令啓家伝秘筈給。去十二日有詔旨。

代々の跡ふみ見る道やまどはまし君がめぐみの光そへずは

また、小倉匡聘『冷泉正統記』(宮内庁書陵部蔵)には、月日こそ明記されないものの、「元文四年、父卿の例に依て古今集家伝の筈、桜町帝の宣下を蒙り、開見し給へり。」との一節がある。

冷泉家の歌学は、御所の古今伝授とは関係なく、勅許を得て家伝秘注の筈を開覧することで継承された(拙著『近世冷泉派歌壇の研究』第三章第三節「近世中期冷泉派における歌学継承の諸相」参照)。

為久は五十四歳。ちなみに、為綱は享保六年五十八歳(仁木充長『在京隨筆』、近世和歌研究会編『近世歌学集成(中)』(明治書院、一九九七年)四二五頁)、為村は宝暦十一年五十歳(池上幸政『京進書札留』、拙著『近世冷泉派歌壇の研究』一六八頁参照)で開覧を果たしている。石野政雄氏はその論考「近世堂上派随想」(三古会編『近世の学芸―史伝と考証―』(八木書店、一九七六年三月))で、「院宣による(開古今伝授箱(冷泉家文庫開戸))は、為綱卿は五十九歳(五十九)のとき、為久卿は五十四歳、為村卿に至っては五十歳と代を追って若くなったことを見ても、宗匠家の研鑽の深まりを示すに足りる」(同書三二二頁)とされたが、御文庫勅封解除を待ち兼ねたように開覧し、翌年には薨じてしまった為綱のあわただしさに比べ、為久の場合は、門弟指導にかなりの実績を積み上げ、宮廷と幕府の間を周旋しながら時の熟するのを待ったという印象を受ける。本人の「研鑽」もさることながら、為久をめぐる環境が有利に働いたという事情も、父為綱よりも若くして開覧を遂げた理由として数え上げられるように思われる。

〔付記〕

本稿は、平成二十二年度科学研究費補助金基盤研究(C)「近世堂上派歌人の宗匠選択についての研究」による研究成果の一部である。

A Chronological Record of Narushima Nobuyuki's Career (12)

Keiichi KUBOTA

I have written Narushima Nobuyuki's career from 1689 to 1738 in series. This paper contains a revised and expanded edition of the chronological record (6), (8) and (11), and his career in 1739.

In March, he dedicated the cherry blossoms of Asukayama to Reizei Tamehisa, who came to Edo as a messenger of the Emperor.

In autumn, Tokugawa Shogunate requested four court nobles, including Reizei Tamehisa, to write *Meisho Waka*, Japanese poems related to places famed in poetry. Tokugawa Yoshimune, the eighth Shogun, ordered his inner circle, including Nobuyuki, to compose *Musashi-no-kuni Meisho Waka*. So they tried to complete it while they were referring to *Meisho Waka*.